

主 文
本件控訴を棄却する。由

本件控訴の趣意は、弁護士関野昭治が提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事板山隆重が提出した答弁書にそれぞれ記載されておりであるから、これらを引用する。

第一 事実誤認の主張について
論旨は、原判示罪となるべき事実第一ないし第四のすべてについて事実誤認を主張しているの、原審記録を調査し当審における事実取調の結果をも併せて以下検討することとする。

まず、論旨は、原判示罪となるべき事実第一の事実について、要するに、被告人は、株式会社Aの代表取締役として、昭和四一年二月二八日、当時Aが高値を見込んで大量に買付けていた数の子が値崩れしたこの二日間に、いわゆる数の子商戦の失敗から経営危機に陥つたことに関し、その救済再建問題についてB株式会社C部第三課長Dとの交渉を終えて帰宅した午後九時ころ、Aの専務取締役Eと常務取締役Fを自宅に呼び、右交渉の結果を伝えながら善後策を検討し、被告人Bは当座Aを救済しても再建はしてくれないだろうか、Aの手形の決済が一応終る昭和五五年四、五月ころまで自分でAの相当の現金を保有して姿を隠し、頃合いをみながらAがBと有利な条件の和解ができた段階で帰ってくる旨の提案をしてEらの同意を得、その旨決定し、さらに翌二月九日午後五時ころA本店社長室に経理部長G、同副部長H及び総務部係長Iを呼んで協力を求め、昭和五五年一月三日EにGらが了解したことを伝えて右決定を再確認したうえ、Aの再建存続を図るため、本件一五億二〇〇〇万円を隠匿所持したものであり、しかも被告人は、渡欧後もA幹部らと緊密な連絡をとりながら事態の推移に応じ、自発的に本件金員の大部分をAの破産管財人に返還しているのであつて、これによつても被告人に本件金員を不法に領得する意思がなかつたことは明らかであるところ、被告人は、前記関係者との打合せに従い、またA関係者が共犯者として追及されるのを恐れ、捜査段階において、自己の単独犯行であることを強調し、ことさら虚偽の事実を述べたり、捜査官の誘導に迎合して矛盾に満ちた不合理な供述をし、原審公判廷において、結局真実を述べることができなかつたのであつて、右各供述は全く信用できないにもかかわらず、原判決はこれらに依拠して前記一五億二〇〇〇万円全額について業務上横領の事実を認定した点で判決に影響を及ぼすべき事実誤認がある。というのである。

そこで検討すると、関係証拠によれば、原判示の犯行に至る経緯第一ないし第五、罪となるべき事実第一掲記の事態の推移に関する事実はこれを肯認するこができ、さらに、被告人は、Aの代表取締役としてAの資産の管理、現金の出納保管その他一切の業務に従事していたが、その関与のし方は、Aが従業員約九五名、資本金二億円のC業界における中堅企業であつたとはいえ、個人商店から成長発展した被告人の同族会社であつたため、株式会社として必ずしも正常な組織的活動が行われていたとはいえず、取締役会なども碌々開催されず、総務、経理部門を掌握する被告人と専務取締役として営業部門を総括する弟のEとの協議に従つて専ら運営され、しかも後記のように被告人のもとで経理上自己の個人的資産とA資産とを明確に区別しない公私混淆が一部行われていて、経理部長のGら七名の課員を要する経理部が設けられ経理事務の担当は定められてはいたものの現金、預金の操作を含む資産運営や資金繰り等基本的なものは被告人が直接行つてその指示に従うのみが多かつたこと、被告人は、昭和五四年一月二九日A本店社長室において、Aの当座預金の残高等を調べ、昭和五五年一月中旬ころまでAが手形を決済するのに必要な金額を差引けば残高は一五億円程度であることを確認し、直ちに経理部副部長Hに対し銀行に年末協力預金を行う必要があるなどと名目を偽つてA振出の額面金額合計一五億円の小切手一通を作成させ、これを原判示の株式会社J1銀行J2支店に振込んで通知預金にするとともに昭和五五年一月四日午後一時にその全額を現金で払戻せるよう手配させ、またH副部長からJ3組合に対する協力預金分として現金五〇〇〇万円を預つたが、同組合から受け取りに来なかつたので預金することをやめ、翌三〇日このうち一〇〇〇万円を、取引先へのリベート等Aのため使用する目的で借り受けていた社長仮払金の精算分として小林係長に交付したが、なおうち二〇〇〇万円をAの資金繰りのために被告人の個人名義で融資を受け、たJ4金庫J5支店に返済することとして、その残額合計一五億二〇〇〇万円を隠匿所持することを考え、その方法としてうち九億五〇〇〇万円を母中村たつ子に預

れ、この記事から所論の推論をすることのでできないこともいうまでもない。以上の協
議決定したとの所論は採用することのでできない。所持するにける供の述は、の意図に
そこで、次に本件一五億二〇〇〇万を隠匿所持するにける供の述は、の意図に
について検討すると、この点に關する十分な報告を在に臨んだ金融の全とら社員Aの
被告人は、Aの経営的危機を正しく協議するた、昭五五の再建案を減量するが、Aの
取引や協定にいたジョイント契約に基づく協定を、昭五五の再建案を減量するが、Aの
助けてくれるものと考え、D課長と交渉するた、昭五五の再建案を減量するが、Aの
Bとのジョイント契約に基づく協定を、昭五五の再建案を減量するが、Aの
り、かつ予想以上の莫大な数量で、昭五五の再建案を減量するが、Aの
ほか援助の途はないとされ、今後Bは、昭五五の再建案を減量するが、Aの
次買上げ、その代金をAの支払手形と、昭五五の再建案を減量するが、Aの
ないし九〇億円の評価損が、これに基づく協定を、昭五五の再建案を減量するが、Aの
経理、在庫等を監査し、これに基づく協定を、昭五五の再建案を減量するが、Aの
止すること、Aの社屋、その他の資産及び人員を整理して減量するが、Aの
援助の条件とするAにとつて厳しい援助案を、昭五五の再建案を減量するが、Aの
どを内容とするAにとつて厳しい援助案を、昭五五の再建案を減量するが、Aの
たものの、改めて考えてみると、BはC業界や世間、適当な時期にこれの援助で
つためAを援助する態勢をとりはすも、抱き、仮にBの援助でAが存続する粉飾
を休業状態に追い込むのではないかと危惧する約三億四〇〇〇万円の内、追及
となつたとしてもBから派遣された社員に關する最高責任者として非難、甘ん
算の事実が明らかとなり、被告人は、その直接かきつる最高責任者として非難、甘
経理も発覚し、被告人は、その直接かきつる最高責任者として非難、甘ん
え、右社員らの指示のままに動く名ばかりの社長となり、他方、Aが急成長した
であろうことを予想して耐えられない気持ちになり、同人がかねて営業部門を
才覚に負うところが大きいとして、同人に感謝しな、同人がかねて営業部門を
殆どひとりで掌握し、昭五五の堅実な減量経営で乗り切るべきだとする被告
ても現物取引を中心とする堅実な減量経営で乗り切るべきだとする被告
押し切るような形で数の子のような際物取引や先物取引を中心とする被告
行い、それが、昭五五一年以降Aに多大な欠損を生じた原因を作つたものとして
く思わないところがあつたうえ、昭五五四年の前身の数の子を思ひこめて買
Bとの事前協議を十分尽さず、独断専行的に大量の数の子を買付けて結局B
からその買取りを拒まれる事態を招き、しかもこの間の経緯について被告人
前記のように適切な報告を行つていなくつたばかりか、Aの経営が危殆に瀕
Bを全面的に信頼して進んでその援助を受けようとするばかりで被告人の前記
の念や苦悩を察しようもしないことについて、同人对する不信、憤懣の念を強
めて経営の意欲を失い、この際はAの社長地位を投げ出し、その代りにBか
員が派遣されてAの経理の監査を始める昭五五一年一月五日より前のいまる
金を自由に左右できる間に、できるだけ多くの金員を横領し、将来新設する会
資金に五億円程度、Aが将来事実上倒産又は整理縮少した際、退職する社員
金として五億円、BがAの一般債権者に対する返済を終わらせ、自社の債権の
かかるA社員を煽動して労働組合を結成させてストライキをやらせ、滞欧費
にいやがらせをする費用として一〇〇〇万円、その余は前記のように自己の滞
用や親密な女性の生活費等に充てることとして本件一五億二〇〇〇万円を隠
し、一時欧州に渡つて事件のほとぼりが冷めるまで身を潜めたまま暮そうと
本件犯行に及んだというものであり、これらは、被告人が昭五五五年七月三日
の検察官面前調書においてほぼ一貫して述べるところであり、捜査官による強
その任意性を疑わせる証拠もない。所論は、前記の決定がなされたことを前提
あるが、前示のようにその前提となる同決定が認められないことかして所論
採用することはできない。しかし、被告人は、昭五五五年一月四日渡欧後五か
りの逃走生活を経て帰国した同年六月二三日千葉県成田市の新東京国際空
捕されて引き続き勾留され、しかも本件が被告人の業務上横領事件としてマ
によつて喧伝され社会の耳目を集めていたことを既に知つていて、捜査段階
ては、自分の罪の重大さ、債権者、家族等に対する責任等を感じていたもの
されるから、前記供述調書において、犯行当時の心境をすべてありのま
べていたかについてはなお慎重な検討を要するものと思われる。そして、被告

